

議案第 81 号

里庄町道路占用条例の制定について

里庄町道路占用条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 12 月 15 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

道路の占用料の徴収等について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条第 2 項の規定により、必要な事項を条例で定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町道路占用条例

(趣旨)

第 1 条 道路の占用に必要な事項については、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において「道路」とは、法に基づくもののほか、本町が管理する全ての道路及び附属物をいう。

(占用許可の申請)

第 3 条 法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定により、道路の占用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、道路占用許可申請書(様式第 1 号)を町長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第 4 条 町長は、法第 33 条の規定による基準に適合するものであって、円滑な道路交通、道路構造及び道路環境に支障がないと認められるものに限り許可を与えることができる。

(許可事項の変更申請)

第 5 条 道路の占用許可を受けた者(以下「占用者」という。)が、法第 32 条第 3 項の規定による変更の許可を受けようとするときは、道路占用許可申請書(様式第 1 号)に、変更前の道路占用許可書の写し及び変更箇所を比較できる資料を添付して町長に提出しなければならない。

(継続占用の許可申請)

第 6 条 占用者が、占用期間満了後、引き続き道路の占用の許可を受けようとするときは、許可期間満了の日の 1 箇月前(占用の期間が 1 箇月未満の場合は、占用期間満了の日の前日)までに、道路占用許可申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(許可の条件)

第 7 条 町長は、道路の管理、交通又は公益上必要があると認めるときは、占用物件の管理等について条件を付することができる。

(許可書の交付)

第 8 条 町長は、第 3 条、第 5 条又は第 6 条に規定する申請に基づき道路の占用を許可したときは、道路占用許可書(様式第 2 号)を交付する。

(占用者の管理義務)

第 9 条 占用者は、占用物件を常時良好な状態に維持管理し、道路管理上、支障を与えないように努めなければならない。

(権利の譲渡等)

第 10 条 占用者は、町長の許可を受けなければ、その権利を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定による許可を受けようとするときは、道路占用権利変更許可申請書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による譲渡等を受けた者は、占用者が有していたその許可に基づく全ての権利を承継する。

4 町長は、前項の申請に基づき許可をしたときは、譲渡等を受けようとする者に道路占用承継許可書（様式第4号）を交付する。

（許可の取消し等）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用の許可を取り消すことができる。

（1）法令その他公益上必要と認めるとき。

（2）許可の条件に違反したとき。

（3）その他町長が必要と認めたとき。

（許可の失効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、許可はその効力を失う。

（1）占有者が死亡し、相続人がいないとき、又は許可を受けた法人が解散したとき。

（2）許可を受けた行為を中止し、又は廃止したとき。

（3）道路の公用を廃止したとき。

（無許可占用に対する措置）

第13条 町長は、この条例による許可を受けることなく道路を占有する者があるときは、直ちにその占有を停止させ、工作物、物件又は施設（以下「占有物件」という。）があるときは、これを撤去させることができる。ただし、占有の追認を願い出た場合で第4条の規定に基づき許可を与えることができるもので、かつ、その事情がやむを得ないと認められるときは、これを許可することができる。

2 前項の規定において、占有物件の撤去に要した費用は、許可を受けないで道路を占有した者が負担する。

（占有の廃止）

第14条 占有の期間が満了したときは、占有者はただちに道路を原状に回復しなければならない。ただし、町長において原状に回復する必要がないと認めるときは、占有物件を現状のまま置くことができる。この場合、占有物件の所有権は無償で町に移転するものとする。

2 前項の規定は、第11条の規定により占有の許可が取り消されたとき及び第12条の規定により許可が失効したときについて準用する。

3 前2項の規定による原状回復に要した費用は、占有者の負担とする。

（占用料）

第15条 町長は、道路の占有の許可をしたときは、占有者から占用料を徴収することができる。

2 占用料は、別表占用料の欄に定める金額に、占有の期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「占用料の額」という。

（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が1箇月に満たない占有の場合にあつては、占用料の額に100分の108を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 前項の規定により難しい場合にあつては、町長がその都度定める。

（占用料の算定）

第16条 占用料の算定は、次の各号によるものとする。

- (1) 占用料が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りで計算し、なお、1箇月未満の端数があるときは、1箇月として算定するものとする。
- (2) 占用料が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1箇月未満であるとき又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、1箇月として算定するものとする。
- (3) 占有の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートルに満たないもの又は面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートルに満たない端数は、1平方メートル又は1メートルとして算定するものとする。

(占用料の減免)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減免することができる。

- (1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。別表において「令」という。)第19条第3項各号に定めるもの。
- (2) 生活上必要と認められる最小限の施設を設けるために占有するとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

(占用料の徴収方法)

第18条 占用料は、道路の占有を許可したとき徴収することができる。ただし、占有許可期間が2年度以上にわたる場合は、年度ごとに徴収することができる。

(占用料の還付)

第19条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、道路占用料還付請求書(様式第5号)の提出によりその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 占有者の責めに帰することのできない事由によって町長が占有許可を取り消し、又はその効力を停止したとき。
- (2) 天災、地変その他占有者の責めに帰することができない理由により占有しなくなったとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

(罰則)

第20条 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えるときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

(その他)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

占有物件		単位	占用料
電柱、電線、 変圧器、公衆 電話所、公告 塔その他これ	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		660
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390

らに類する工 作物	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メート ルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線 類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	230
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	770
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,900
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	770
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のも の	長さ1メート ルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		46
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		460
鉄道、軌道その他これらに類する施設		770	
歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1平 方メートルに つき1年	770	
通路その他こ れらに類する 施設	上空に設ける通路	占用面積1平 方メートルに つき1年	930
	地下に設ける通路		560
	その他のもの		770

露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	19	
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	190	
看板、標識、旗ざお、幕、アーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	190	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900	
	標識		1 本につき 1 年	620	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	19	
		その他のもの	1 本につき 1 月	190	
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	19	
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	190	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,900	
		その他のもの		930	
	太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	770
	津波から一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設			A に 0.028 を乗じて得た額	
	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹、木、瓦その他の工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	190
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				77	

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第 1 種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第 1 種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。

更前のものを () 書きすること。

- 「添付書類」の欄には、占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 「関係者の承諾」の欄は、町の指示に従い、地元分館長等に署名をいただくこと。
- 2部提出すること。(1部はお返します。)

様式第2号(第8条関係)

道 路 占 用 許 可 書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった道路占用については、次のとおり許可する。

年 月 日

里庄町長

印

占用物件	名 称	規 模	数 量	
	占用の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	占 用 料	総額 円 年度 円 初年度 円 最終年度 円
工事の時期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	料	(占用料納入期限) 納入通知書により指 定する期限	
(許可条件) 別紙一般的許可条件のほかは次のとおり				
(道路交通に対する措置)	(工事の時間)	時 分から 時 分まで	この道路占用許可について不服があるときは、道路法第96条及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60	

	日以内に県知事に審査請求することができる。また、同期間内に里庄町長に異議申立てをすることができる。
--	---

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

里庄町長 様

前占有者（権利を与えようとする者）
住所
氏名 印

後占有者（権利を受けようとする者）
住所
氏名 印

道路占用権利変更許可申請書（譲渡・貸与・担保）

次のとおり道路占用に係る権利を変更したいので、里庄町道路占用条例第10条の規定により申請します。

(当初占用許可) 年 月 日 第 号	(占用場所)路線名 里庄町 番地先
(占用物件の名称、規模及び数量)	(理由)

記入要領

- 1 譲渡・貸与・担保については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「理由」の欄には、申請事項が必要となった理由を詳細かつ具体的に記入すること。

道 路 占 用 承 継 許 可 書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった道路占用権利変更については、次のとおり許可する。

年 月 日

里庄町長

印

占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	平成 年 月 日から 間 平成 年 月 日まで	占	総額 円 年度 円 初年度 円 最終年度 円
工事の時期	平成 年 月 日から 間 平成 年 月 日まで	料	(占用料納入期限) 納入通知書により指 定する期限
(許可条件) 別紙一般的許可条件のほかは次のとおり			
(道路交通に対する措置)	(工事の時間) 時 分から 時 分まで	この道路占用許可について不服があるときは、道路法第96条及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に県知事に審査請求することができる。また、同期間内に里庄町長に異議申立てをすることができる。	

様式第 5 号 (第 19 条関係)

年 月 日

里庄町長 様

申請者
住所
氏名

印

道路占用料還付請求書

里庄町道路占用条例第 19 条の規定により、下記のとおり占用料の還付を請求
します。

記

1 占用許可年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 還付金 金 円

3 還付請求事由

4 占用料

5 占用の場所

町道 線
位置 里庄町 番地先

6 占用の目的